

令和3年度

「特に優れた業績による返還免除」申込要領 大学院第一種奨学生

日本学生支援機構奨学金「特に優れた業績による返還免除」は、本人の申請に基づき、定められた期間内に必要な手続を行うことで推薦内示数の範囲内で本学より推薦・選考します。

＜申込要領配付＞ 学生支援課奨学厚生係 郵送または窓口

＜申請書類等の提出期限及び提出場所＞

■窓口による提出

提出期限：令和4年2月28日（月）17：00【厳守】

提出場所：学生支援課奨学厚生係

■郵送による提出

提出期限：令和4年2月28日（月）必着【厳守】

郵送先：学生支援課奨学厚生係（〒582-8582 柏原市旭ヶ丘4-698-1）

※郵送の場合は簡易書留にて郵送のこと

※提出期限を過ぎた場合、受付はできません。

＜お問い合わせ＞

◆柏原キャンパス

学生支援課奨学厚生係 ☎072-978-3491・3305
（取扱時間 平日9時～12時、13時～17時）

大 阪 教 育 大 学

申請を希望する方へ・・・

日本学生支援機構奨学生大学院第一種奨学金において、令和4年3月貸与終了（満期）予定者を対象に、「特に優れた業績による返還免除」の推薦・選考を行います。希望者は、本要領に従い、所定の期間内に申込手続（申請書類等の提出）を行ってください。

本学の選考により推薦された者について、再度、日本学生支援機構の審査を経て「免除」と認定された場合は、当該課程在学中に貸与を受けた第一種奨学金の「全額」または「一部（半額）」が免除されます。

1. 申請資格〔※次の① ② ③全てを満たす者〕

①平成16年度以降の大学院第一種奨学生で、令和3年度中に奨学金の貸与が終了する者（令和4年3月貸与満期者及び年度途中貸与終了者）

②在学中、自分の専攻分野において、＜返還免除の対象業績と証明書類（参考例）一覧＞に該当する業績を一つ以上挙げた者（業績は個人・団体を問いません。団体の場合は名簿等を添付のこと。）

※修士論文のみの提出でも申請資格に該当し、必ずしも課程修了を要件とはしません。

③「返還誓約書」を提出した者

※申請者は、免除の申請に関わらず、日本学生支援機構奨学金の口座振替（リレー口座）加入申込書を提出期限までに必ず開設してください。

注）令和4年度以降も在学する者は、返還免除の結果通知までの期間（参考 5. 推薦者選考結果の通知，6. 返還免除認定者の発表），返還猶予を行うため、必ず「在学届」を令和4年4月1日以降直ちに提出してください。これにより在学中の奨学金の返還が猶予されます。

2. 申請書類等の提出期限・場所

＜申込要領配布＞

・学生支援課奨学厚生係 窓口

※郵送希望の場合は学生支援課奨学厚生係に E-Mail で依頼すること

（syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp）

・データ媒体は大教 UNIPA に掲載していますので各自ダウンロードしてください。

＜申請書類提出期限＞

・提出期限 令和4年2月28日（月） 17：00【厳守】

提出場所 学生支援課奨学厚生係

・郵送期限 令和4年2月28日（月） 必着【厳守】

郵送先 学生支援課奨学厚生係（〒582-8582 柏原市旭ヶ丘 4-698-1）

「業績による返還免除書類在中」と朱書きし簡易書留で郵送してください。

3. 提出書類

（1）「業績優秀者返還免除申請書」（様式1表裏）記入例あり

「7. 申請書類作成にあたっての注意事項」に従って、所定様式の必要事項を全て記入してください。

（2）「返還免除の対象業績申告一覧」（別紙1）記入例あり

「7. 申請書類作成にあたっての注意事項」に従って、所定様式の必要事項を全て記入してください。

(3) 業績を証明する書類

申請する全ての業績について、学生本人の業績であることが確認できる証明書類を2部ずつ提出してください。各資料の右上に資料番号を記入し、「業績優秀者返還免除申請書」（様式1表裏）の該当する資料番号欄へ記入してください。なお、資料番号は「業績優秀者返還免除申請書」（様式1表裏）との関係が分かるように付してください。

※証明書類については、後掲の〈返還免除の対象業績と証明書類（参考例）一覧〉を参考にしてください。

上記(2)「返還免除の対象業績申告一覧」（別紙1）の「申告業績」欄には、忘れずに○印を付け、「内容」欄に入力してください。特に重視する項目については◎を付けてください。

また、本学以外での教育補助業務に関しては、証明書類を各自で入手してください。

注）申請のあった業績について、評価基準に達しないと判断した場合は評価の対象外とします。

(4) 業績優秀者返還免除に係る事情説明書（別紙2）記入例あり

業績の評価項目6・7・10について、詳しい事情説明が必要な場合は、指導教員に記入してもらってください

(5) 返還免除申請書類 受理票

本人用・大学用とも学籍番号と氏名を記入して、前記の(1)～(4)の書類提出時に併せて提出してください。

4. 推薦者の選考方法

日本学生支援機構からの推薦内示数の範囲内で、提出された業績優秀者返還免除申請書の記載内容とそれに基づく証明書類等により、本学の選考基準の各項目の総合判定と選考委員会の議を経て推薦者を決定します。

5. 推薦者選考結果の通知

令和4年7月中旬に申請者全員に郵送にて選考結果を通知する予定です。「返還免除の対象業績申告一覧」（別紙1）の「結果通知送付先住所」欄に、令和4年7月時点で本人に郵便が届く住所を記入してください。ただし、本学からの推薦が決まったとしても、日本学生支援機構の審査により「免除」と認定されない場合があります。

6. 返還免除認定者の発表

本学から推薦された方には、返還免除の認定結果が、令和4年7月中旬に日本学生支援機構から直接、通知されます。

《令和3年度における推薦内示数》

大学院教育学研究科（修士課程）

最大2名

大学院高度教職実践研究科（専門職学位課程）

最大4名

7. 申請書類作成にあたっての注意事項

＜業績優秀者返還免除申請書＞（様式1表裏）記入例あり

- ・記入間違いを修正する場合は、修正箇所を二重線（＝）で消し、訂正印を押印の上、その箇所の余白に記入し直してください。

- ・「大学院における研究課題等」(様式1表)

主に修士論文について、その題目及び概要を記入してください。

- ・「業績の種類」(様式1表裏)

該当項目に業績内容を記入し、「資料番号」欄に業績の証明書類に対応する資料番号を記入してください。

注) 申請書類等に業績を記入しても、その業績の証明書類が未提出であれば、その業績は審査の対象外となります。

＜返還免除の対象業績申告一覧＞(別紙1) 記入例あり

- ・該当する「申告業績」欄に○を入れ、「内容」欄に業績内容の詳細を記入してください。

※大教 UNIPA にて、エクセルデータをアップロードしますのでダウンロードし、紙媒体及びデータ媒体の両方を提出してください。データ媒体は下記に従いメールで提出してください。

※メールの件名・添付ファイルには学籍番号と氏名を入れてください。

■件名・添付ファイル名：「返還免除 209××× 大教太郎」

■メール送信先アドレス：syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

＜業績優秀者返還免除に係る事情説明書(別紙2)＞

- ・国家資格以外の資格試験又は採用試験に合格した場合、委任状のない教育補助業務に携わった場合、委任状のないボランティアに携わった場合、申込要領P4～5の＜返還免除の対象業績と証明書類(参考例)一覧＞に基づき、指導教員に記入してもらってください。

8. 新型コロナウイルス感染症対応について

①免除申請期間の延長対応

令和3年度の業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響(コロナ以外の事情は不可)による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を挙げることができなかった場合(課程を修了した場合は除く)は、特例として、1年を限度に貸与期間延長及び延長期間中の休止(延長期間中は休止として奨学金の貸与はありません。)を認め、貸与終了月について1年を限度に先送りとする事で、業績を挙げる期限を1年間猶予し、令和4年度の申請を可能とします。

②返還免除内定者に対する対応

返還免除内定者は、修業年限内で課程を修了できなくなった場合(学位を取得できなかった場合)、内定者の身分が取り消されますが、課程修了できなかったことが、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情(コロナ以外の事情も可)によるものであると認められる場合には、修業年限内で課程を修了したものとみなし、内定取消の対象外とすることを可能とします。また、新型コロナウイルス感染症の影響により貸与期間中に業績を挙げることができなかった場合は、特例として、上記①による申請も併せて行うことが可能です。

上記①・②を希望する場合は令和4年3月31日(木)までに学生支援課奨学厚生係に申し出てください。(必要な手続きについて指示します。)

9. 個人情報の保護について

申請書類から取得した個人情報は、日本学生支援機構奨学金大学院第一種奨学生「特に優れた業績による返還免除」業務にのみ利用します。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。また、一度提出した申請書類は、どのような事情があっても一切返却しませんので、ご了承ください。

＜返還免除の対象業績と証明書類（参考例）一覧＞

業績の種類		業績の内容	業績を証明する主な書類（参考例）
1	学位論文その他の研究論文	論文が優れている	修士論文／研究論文（レフェリーの有無） ◎修士論文は表紙と要旨のみ提出 （本文全部の提出は不要） ◎作者名（本人）・作成年月日及び論文タイトルが分かる部分等と論文内容の概要等
		学会発表（国内外）をし、評価される	学会のプログラム等 ◎表紙、目次、該当ページ部分など
		学会誌・学術雑誌に掲載され、評価される	学会誌、学術雑誌 ◎表紙、目次、該当ページ部分など
		表彰・受賞	表彰状等の写
2	大学院設置基準第16条（昭和49年文部省令第28号）に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究成果が優れている	特定の課題についての研究成果が証されているもの
3	大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果		
4	著書、データベースその他の著作物（上記1及び2に掲げるものを除く。）	著書を上梓する	著書の写 ◎表紙、目次、該当ページ部分など
		大学発行誌に掲載され、評価される	大学発行誌の写 ◎表紙、目次、該当ページ部分など
		学会誌、学術雑誌、新聞等に掲載され、評価される	学会誌、学術雑誌、掲載新聞の写 ◎表紙、目次、該当ページ部分など
5	発明	特許を取得	特許願書
		実用新案を取得	実用新案願書
6	授業科目の成績	学業成績が優秀	成績証明書 ※各自自動発行機で発行
		教員採用試験に合格する又は専攻分野に関連した資格試験・採用試験（研究職・専門職等）に合格する	・教員採用試験の場合は合格通知書写 ・資格試験・採用試験合格の場合は、合格証又は通知書写（1） <u>注）専攻分野に関連したものであること</u> <u>注）国家資格・試験以外は指導教員の事情説明書</u>
		他大学の大学院入学試験に合格	合格通知書写 <u>注）後期博士課程及びこれに相当する課程のみ</u>
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	ティーチングアシスタント	（学内）・証明書類は担当部署へ学生自身で依頼 （学外）・委嘱状写（無い場合は指導教員の事情説明書）（2） ・在職証明書
		留学生チューター	（学内）・証明書類は担当部署へ学生自身で依頼 （学外）・委嘱状写（無い場合は指導教員の事情説明書）（2） ・在職証明書
		各学校機関等での教育補助業務	（学内）・学内非常勤講師は人事異動通知書写 ・その他証明書類は担当部署へ学生自身で依頼

			(学外)・委嘱状写(無い場合は指導教員の事情説明書)(2) ・在職証明書
8	音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績(*)	各コンクールでの成績および出場実績	・表彰状等の写 ・参加要項等の写(参加資格・要件が確認できるもの)
		個展、音楽会等の開催又は参加し評価される	パンフレット、チラシ、プログラム等及び活動が評価されたことが確認できる新聞、雑誌等の写・参加の場合は参加要項等の写(参加資格・要件が確認できるもの)
9	スポーツ競技会における成績(*)	各種競技会での成績および出場実績	・表彰状等の写 ・参加要項等の写(参加資格・要件が確認できるもの)
10	ボランティア活動その他の社会的貢献活動の実績(*)	専攻分野に関連したボランティア活動等	・委嘱状写(無い場合は指導教員の事情説明書提出)(2) ・新聞、活動記録、チラシ、表彰状写等活動内容と社会的に評価を受けたことが確認でき、本人が参加したことがわかる書類 (ボランティア団体に所属している場合は、それが確認できる書類)

注1) 上記業績を証明する書類は、すべてコピーを2部ずつ提出してください。

注2) (*)芸術・スポーツ及びボランティア活動における業績(8・9・10)は、専攻分野に関連した活動であるものに限ります。

注3) **6の(1)** 国家資格以外の資格試験・採用試験(研究職・専門職等)については、指導教員の事情説明書【別紙2】の提出が必要です。(資格の内容、専攻分野との関連性、難易度等を明記してもらってください。)

7・10の(2) 委嘱状がない場合は、指導教員の事情説明書【別紙2】の提出が必要です。

(業務内容、専攻分野との関連性、重要度等を明記してもらってください。)

注4) 申請者が申請している業績の該当項目以外で大学が評価する場合があります。(授業科目の成績、学長表彰、学長特別表彰等)

(参考)

日本学生支援機構奨学金評価基準

業績の種類	機構が定める評価基準
省令第36条第1号に定める 「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
省令第36条第2号に定める 「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
省令第36条第3号に定める 「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること
省令第36条第4号に定める 「著書、データベースその他の著作物（省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
省令第36条第5号に定める 「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
省令第36条第6号に定める 「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
省令第36条第7号に定める 「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第8号に定める 「音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第9号に定める 「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第10号に定める 「ボランティア活動その他の社会的貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること